

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	就学援助に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

石狩市教育委員会は、就学援助に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

石狩市教育委員会

公表日

平成27年8月21日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	就学援助に関する事務
②事務の概要	<p>教育委員会は、学校保健安全法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>石狩市が設置する小学校、中学校の児童又は生徒が、感染症又は学習に支障を生ずるおそれのある疾病にかかり、学校において治療の指示を受けたときは、生活保護に規定する要保護者、要保護者に準ずる程度に困窮している者を対象として、その疾病の治療のための医療に要する費用について必要な援助を行う。</p> <p>番号法の別表第二に基づいて、当委員会は、就学援助に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。</p>
③システムの名称	1. 就学援助システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
就学援助ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第一の27の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年内閣府・総務省令第5号) ・別表第一省令第23条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <div style="float: right; text-align: right;"> <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 </div>
②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「都道府県教育委員会又は市町村教育委員会」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(26、87の項) (別表第二における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「都道府県教育委員会又は市町村教育委員会」の項のうち、第二欄(事務)に「学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(38の項)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	教育委員会 生涯学習部 学校教育課
②所属長	学校教育課長 安崎 克仁

6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号061-3292 石狩市役所 教育委員会 生涯学習部 学校教育課 住所: 北海道石狩市花川北6条1丁目30番地2 電話: 0133-72-3171 ファクス: 0133-75-2276 E-mail: gakkou.k@city.ishikari.hokkaido.jp
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号061-3292 石狩市役所 教育委員会 生涯学習部 学校教育課 住所: 北海道石狩市花川北6条1丁目30番地2 電話: 0133-72-3171 ファクス: 0133-75-2276 E-mail: gakkou.k@city.ishikari.hokkaido.jp

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]
いつ時点の計数か	平成27年7月15日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]
いつ時点の計数か	平成27年1月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

